（様式２）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年 10 月 19 日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長　遠藤 賢也

１　契約の概要
南部汚泥資源化センター汚泥焼却灰搬送設備緊急応急措置工事

２　履行（納品）場所
金沢区幸浦一丁目９番地

３　契約日
令和８年９月 24 日

４　履行日又は履行期間
令和８年９月 24 日から令和９年２月 19 日まで

５　契約金額
￥77,000,000.-（概算）

６　契約の相手方（名称及び所在）
月島ＪＦＥアクアソリューション株式会社　支店長　飯島　伸仁
神奈川県横浜市中区相生町３－５６－１

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
南部汚泥資源化センターでは、汚泥処理工程にて汚泥を最終的に焼却し燃焼灰としています。一時保管灰搬送設備は、一時保管した灰を灰サイロに搬出する設備です。この度、本設備が老朽化に伴い、使用不能となりました。本設備は汚泥処理工程の継続運転に不可欠な設備であり、本設備を停止する場合、焼却設備を停止せざるを得ません。その結果、汚泥処理全体に支障をきたし、下水道事業の運営に重大な支障をきたすため、緊急に対応する必要がありました。

８　契約の相手方の選定理由
月島ＪＦＥアクアソリューション株式会社は、灰搬送設備の構造および現地設備に精通しており、工事に必要な資材を緊急に手配できる体制を有しており、本工事の施工能力を有した事業者です。「横浜市 下水道施設（主要機器）に関する災害時の応急

措置の協力に関する協定」の 締結団体の加盟事業者であり、本工事を緊急に施工できる体制を有している月島ＪＦＥアクアソリューション株式会社と随意契約を行いました。

9　所管課

下水道河川局南部下水道センター